

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「金メダルは名誉だけど、どういう人生を生きていくかが大事」31歳で頂点に立った小平奈緒。目的が明確な人の行動には、すべてに意味があります。結果が出なくても、孤独の中で見えてくるのは自分への信頼でしょう。行き詰まりを感じたソチ五輪の後、単身オランダ留学を決めました。変化は進化に繋がります。技術の追求ばかりではなく、心の内面に入り込む必要があるため、言葉には深みがあります。スケート人生はゆっくりと遠回りに見えますが、速度より進むべき道を自分で選択する生き方を貫きました。

私の書棚より

○なぜ一般論が優越するのか。その理由は明白である。そうするほうが、じつは人間にとって楽だからである。人は易きにつくもので、現代社会の楽は一般化にあると私は思っている。

○人々は、残ったもののほうが本当だと信じている。それを「情報」と呼んでいる。でも残ったものは、いうなれば具体的なものが捨てられたあとの残渣ではないのか。

「半分生きて、半分死んでいる」
養老孟司著 PHP新書

税務アンテナ

□不動産の譲渡による所得税と住民税は、譲渡価額から取得費と譲渡費用を控除した譲渡益に対して、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える場合には長期譲渡所得として20%が課税され、所有期間が5年以下の場合には短期譲渡所得として39%が課税されます。さらに、復興特別所得税として、所得税額に2.1%が加算されます。

所有期間は取得した日から譲渡した年の1月1日の期間で判断されますが、贈与や相続による取得の場合には、贈与や相続した日ではなく、取得時期を引き継ぐこととされています。

□法人の事業年度終了日において債務が確定しているものは当該事業年度で未払計上することにより、損金算入できません。使用人の締日後の給与、翌月納付の社会保険料の法人負担分、固定資産税などがあります。

また、決算賞与も、すべての使用人に支給額を通知し、通知したすべての使用人に事業年度終了日の翌日から1ヶ月以内に支払い、未払計上していれば当該事業年度の損金算入できません。

ただし、就業規則等が賞与の支給に関して、支給日在职基準である場合には、決算賞与を未払計上して、当該事業年度の損金とすることはできません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

5月の税務スケジュール

10日	○4月分の源泉所得税の納付
31日	○3月決算法人の確定申告 ○9月決算法人の中間申告(予定申告) ○6月、9月、12月決算法人の消費税中間申告

31日	○5月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『明日死ぬかのように生きよ。永遠に生きるかのように学べ。』
by ガンジー